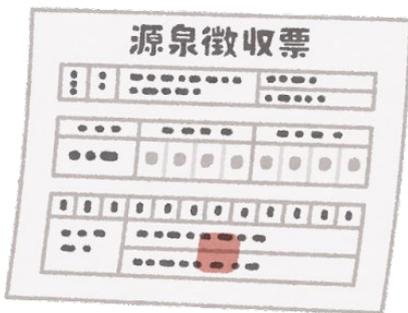


『令和6年度税制改正大綱（1） 所得税等の4万円特別控除』

今回の税制改正では、物価上昇を上回る賃金上昇の実現を最優先の課題とする中で、所得税・個人住民税の定額減税により、いっそう目に見える形で可処分所得を伸ばすことに力点を置いた。令和6年分の合計所得金額が1,805万円以下（給与所得の場合は収入金額2,000万円以下）の者に対し、以下の特別控除が行われる。【所得税】本人、同一生計配偶者及び扶養親族で1人につき3万円。○給与所得者：令和6年6月1日以後最初に支給される給与等の源泉徴収額から控除。○事業所得者等：令和6年分の所得税に係る第1期分予定納税額から本人分（3万円）を控除。申請により同一生計配偶者等の控除もできるようにする。○公的年金受給者：令和6年6月1日以後最初に支払を受ける公的年金等の源泉徴収額から控除。【個人住民税】本人、控除対象配偶者及び扶養親族で1人につき1万円。○給与所得者：令和6年6月の給与支給時には特別徴収はせず、特別控除の額を控除した後の個人住民税の額の11分の1の額を、翌7月から令和7年5月まで毎月徴収。○事業所得者等：令和6年分の個人住民税に係る第1期分の納付額から控除。○公的年金受給者：令和6年10月1日以後最初に支払を受ける公的年金等の特別徴収税額から控除。



『令和4事務年度相続税調査状況 件数、追徴税額とも増加』

国税庁はこのほど、令和4事務年度における相続税の調査等の状況をとりまとめ公表した。

令和4事務年度においては、令和3事務年度から、実地調査件数(8,196件)、追徴税額合計(669億円)とも増加(対前事務年度比129.7%、119.5%)。簡易な接触(電話、文書による連絡、来署依頼による面接等)の件数は15,004件(同101.9%)、申告漏れ等の非違件数は3,685件(同101.3%)、申告漏れ課税価格は686億円(同108.9%)、追徴税額合計は87億円(同125.2%)と、いずれも事績の公表を始めた平成28事務年度以降で最高となった。無申告事案の追徴税額は111億円(同148.7%)と増加し、こちらも公表開始以降で最高となった。海外資産に係る申告漏れ等の非違件数は174件(同151.3%)、海外資産に係る申告漏れ課税価格は70億円(同125.2%)と増加。令和2年に件数、課税価格とも前年対比の半数前後に減少したが、そこから3年連続で増加している。贈与税に関しては、実地調査件数2,907件(同122.0%)、追徴税額は79億円(同115.1%)。内訳は無申告による追徴の割合が8割超、内容は現金・預貯金等が約7割を占めた。



出典元：日本中小企業経営支援専門家協会(JPBM) ※本記事・内容の無断転載を禁じます

21世紀を創造する中小企業のベストパートナー

〒460-0012 名古屋市中区千代田三丁目14番22号

葵総合経営センター

(葵総合税理士法人)

TEL : (052) 331-1768 FAX : (052) 332-5282

『Homepage』 <http://www.aoi-cms.com/> 『e-mail』 aoi@aoi-cms.com